

アスリート委員会規程

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会

第1条（総則）

本規程は、特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会（以下「当協会」という。）が設置するアスリート委員会について定めるものである。

第2条（目的）

アスリート委員会は、デフゴルフ競技に関連するあらゆる事案について、当協会に登録されている会員の意見を取りまとめ、当協会の理事会及び強化委員会への提言を行うとともに、選手の育成並びにデフゴルフ競技の普及発展に寄与することを目的とする。

第3条（協議事項）

アスリート委員会は、前条の目的を達成するため、以下の各号に関わる活動を行い、理事会及び強化委員会にアスリートを代表する意見を伝えるとともに、理事会及び強化委員会の諮問に応ずる。

- ① アンチ・ドーピングの教育や啓発活動に関する事項
- ② 競技・強化環境の改善や整備に関する事項
- ③ デフリンピック・ムーブメントの推進活動に関する事項
- ④ 育成選手のサポート環境の整備・改善に関する事項
- ⑤ デフアスリートとしての社会貢献や国際貢献・交流・地位向上に資する事項
- ⑥ デフアスリートのモラルの向上、啓発に関する事項
- ⑦ デフアスリート間のコミュニケーションに関する事項
- ⑧ 当協会主催事業に協力しデフゴルフ競技の普及発展に寄与する事項

第4条（構成）

- (1) アスリート委員会は、6名以内の委員（委員長及び副委員長を含む。）をもって組織する。
- (2) 委員は、年齢が18歳以上の強化指定選手の中から、理事会により任命される。
- (3) 委員長及び副委員長は、委員の中から、アスリート委員会の決議により任命される。出席した委員の過半数による決定が得られない場合は、理事長により任命される。

第5条（任期）

- (1) 委員の任期は2年とし、再任することができる。
- (2) 補欠として任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- (3) 他の委員の任期中に追加で任命された委員の任期は、他の委員の残任期間と同様とする。
- (4) 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

第6条（会議の開催）

- (1) アスリート委員会の会議は、年1回以上開催するものとし、委員長が招集する。
- (2) 委員は、必要に応じ、委員の半数以上の承諾を得て、委員長に対し、いつでも会議の開催を求めることができる。
- (3) 理事長及び事務局長は、アスリート委員会の会議に出席し意見を述べるることができる。

第7条（議長）

- (1) アスリート委員会の会議における議長は、委員長とする。
- (2) 委員長が何らかの理由でアスリート委員会の会議に出席できないときは、副委員長を議長とする。

第8条（決議）

- (1) アスリート委員会は、議長を除く委員の過半数の出席がなければ、会議を開き又は議決をすることができない。
- (2) アスリート委員会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

第9条（雑則）

本規程に定めのない事項は、理事会の決議による。

第10条（改正）

本規程は、理事会の決議によって改正することができる。

附則

本規程は、2021年11月20日から施行する。